

消費税法等の一部を改正する法律案関係

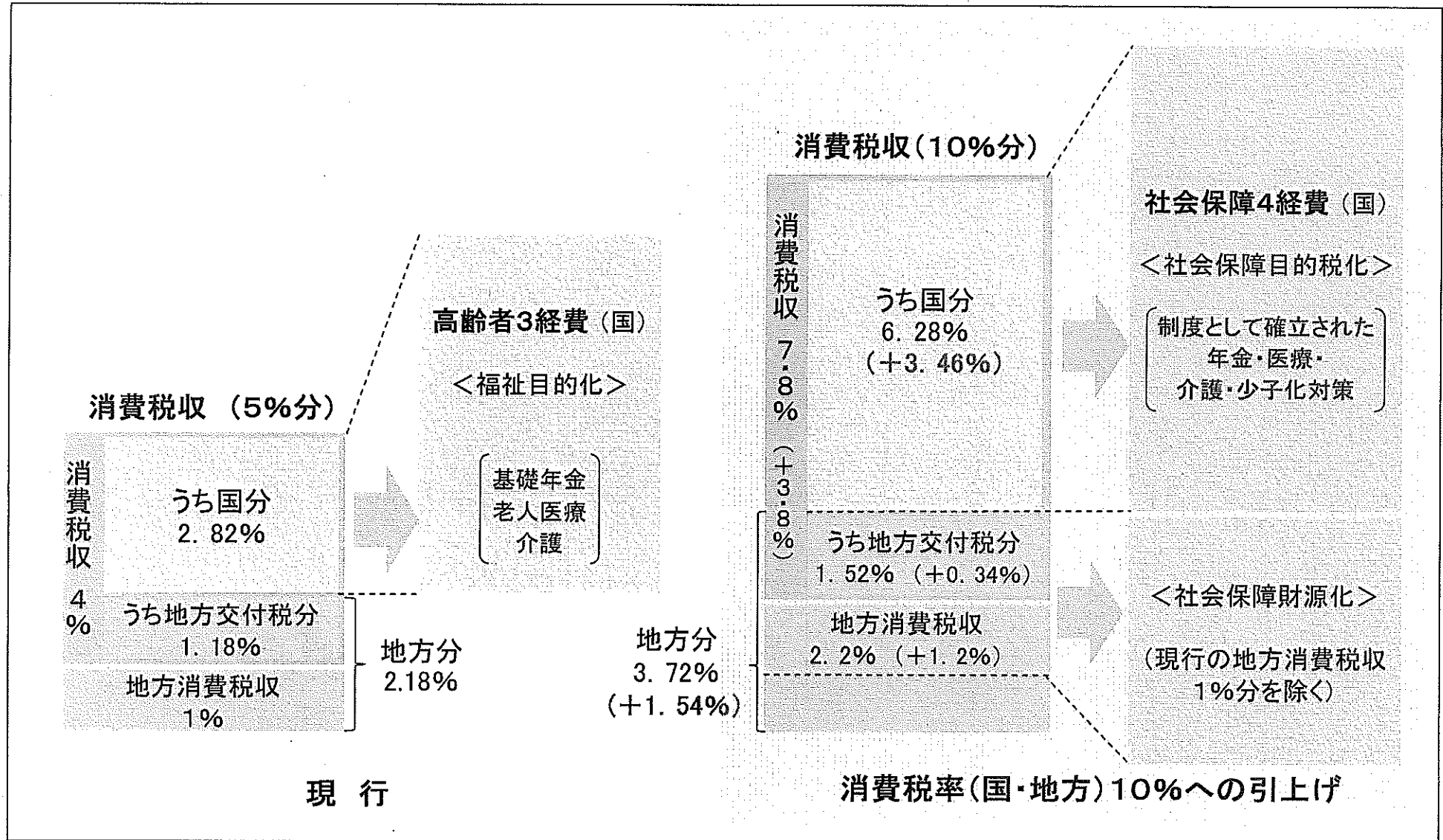
参 考 資 料

消費税率の段階的な引上げ（案）

	現 行	平成 26 年 4 月 1 日～	平成 27 年 10 月 1 日～
税 率	5%	8%	10%
消 費 税	4%	6.3%	7.8%
地方消費税	1% (消費税額の 100 分の 25)	1.7% (消費税額の 63 分の 17)	2.2% (消費税額の 78 分の 22)

(注) 社会保障・税一体改革大綱(平成 24 年 2 月 17 日 閣議決定)による。

消費税込の国・地方の配分と使途(案)



(注1) 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日 閣議決定)による。

(注2) 消費税率(国・地方)8%への引上げ時においては、消費税込6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%))、地方消費税込1.7%(+0.7%)となる(地方財源3.1%)。

(注3) 地方交付税率(現行29.5%)は、平成26年度22.3%、平成27年度20.8%、平成28年度以降19.5%となる。

消費税の新設法人の免税事業者要件の見直し(案)

現 行

資本金1,000万円未満
で法人を設立

法人設立

設立1期目
課税売上高 1億円

設立2期目
課税売上高 1億円

設立3期目
課税売上高 1億円

[免税]

[免税]

課税

平成23年度改正により、課税売上高が上半期で1,000万円を超える場合には、原則としてその翌期から課税事業者となる。
(平成25年1月1日以後に開始する事業年度について適用)

基準期間(前々事業年度)のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは資本金の額のみで判定。

※ 資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。

(資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。)

改 正(案)

大規模事業者等

50%超出資

法人設立

設立1期目
課税売上高 1億円

設立2期目
課税売上高 1億円

設立3期目
課税売上高 1億円

課税

課税

課税

- ・ 課税売上高5億円超の事業者
又は
 - ・ 特殊な関係にある法人(※)の課税売上高が5億円超の者
- ※ 実質100%出資法人

資本金1,000万円未満の新設法人であっても、課税売上高5億円超の事業者等がグループで50%超出資し設立された法人については、設立当初の2年間、事業者免税点制度を適用しないこととする。

(注) 平成26年4月1日以後に設立される法人について適用する。

消費税の中間申告制度について(案)

【現 行】

直前の課税期間の確定消費税額（年税額）	中間申告回数
4,800万円超 (6,000万円超)	年11回
400万円超 (500万円超)	年3回
48万円超 (60万円超)	年1回
48万円以下 (60万円以下)	中間申告義務なし

※ カッコ内の金額は地方消費税額を含めた額。

【改正(案)】

直前の課税期間の確定消費税額（年税額）	中間申告回数
4,800万円超 (6153.84万円超)	年11回
400万円超 (512.8万円超)	年3回
48万円超 (61.52万円超)	年1回
48万円以下 (61.52万円以下)	任意の中間申告が可能

※ カッコ内の金額は税率10%（国：7.8%、地方：2.2%）に引上げ後の地方消費税額を含めた額。
税率8%（国：6.3%、地方：1.7%）の際の金額は、6095.16万円超（年11回）、507.92万円超（年3回）、60.94万円超（年1回）。

現 行

直前の課税期間の確定消費税額（年税額）が48万円以下の事業者
⇒中間申告義務なし

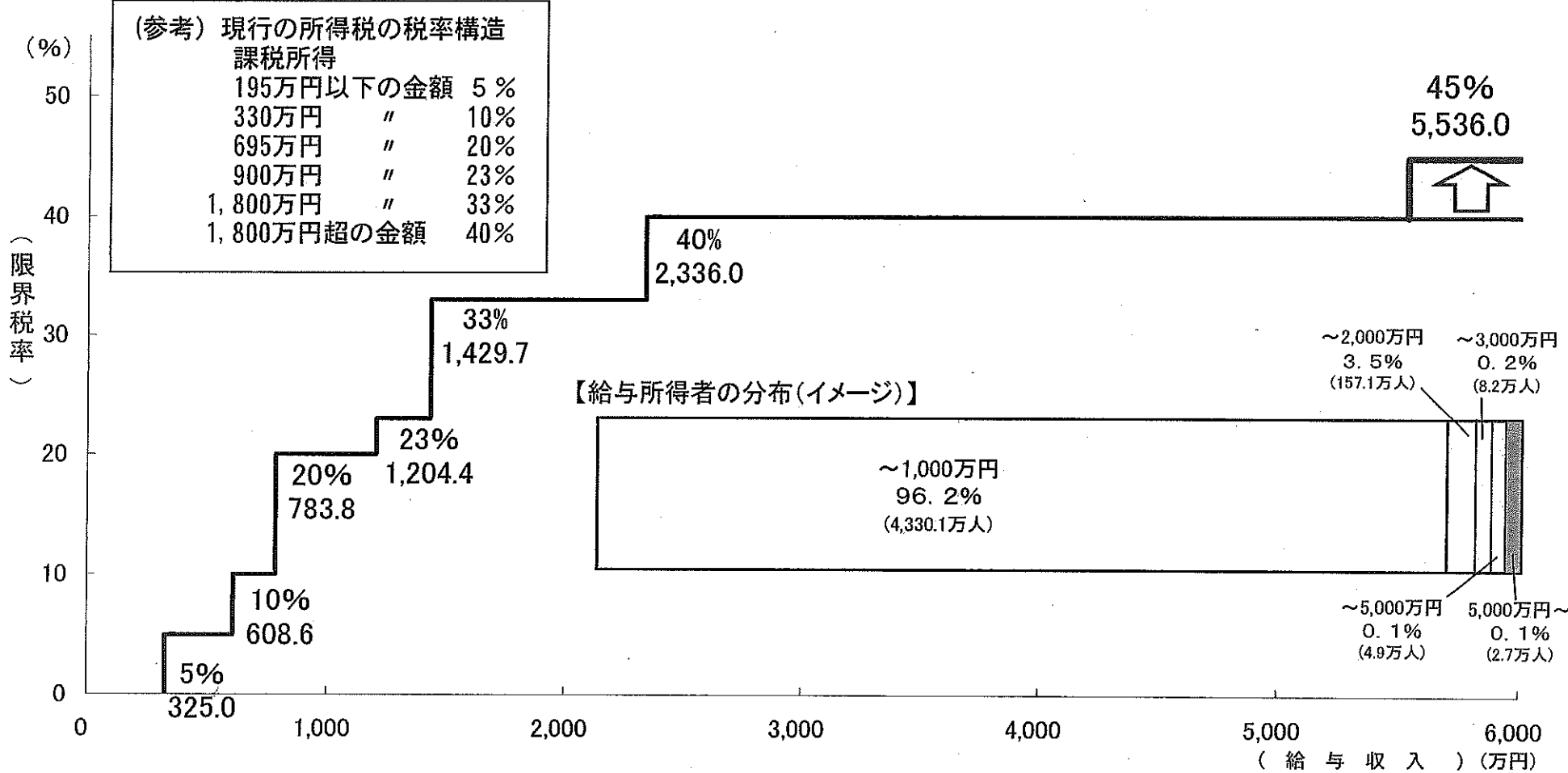
改正(案)

直前の課税期間の確定消費税額（年税額）が48万円以下の事業者
⇒中間申告を行う意思を有する事業者について、任意の中間申告を可能とする。
(注) 平成26年4月1日以後に開始する課税期間に係るものについて適用する。

所得税の最高税率の見直し(案)

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得5,000万円超について45%の税率を設ける（平成27年分の所得税から適用）。

イメージ



(注) 夫婦子2人(子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当)の給与所得者であるものとし、給与所得控除の上限設定を加味して計算している。

相続税の基礎控除及び税率構造の見直し(案)

バブル後の地価の大幅下落等の経済状況の変化に対応し基礎控除を引き下げるとともに、高額 of 遺産取得者を中心に負担を求める観点から最高税率を55%へ引き上げるなど税率構造の見直しを行うことにより、資産再分配機能の回復や格差の固定化防止を図る。

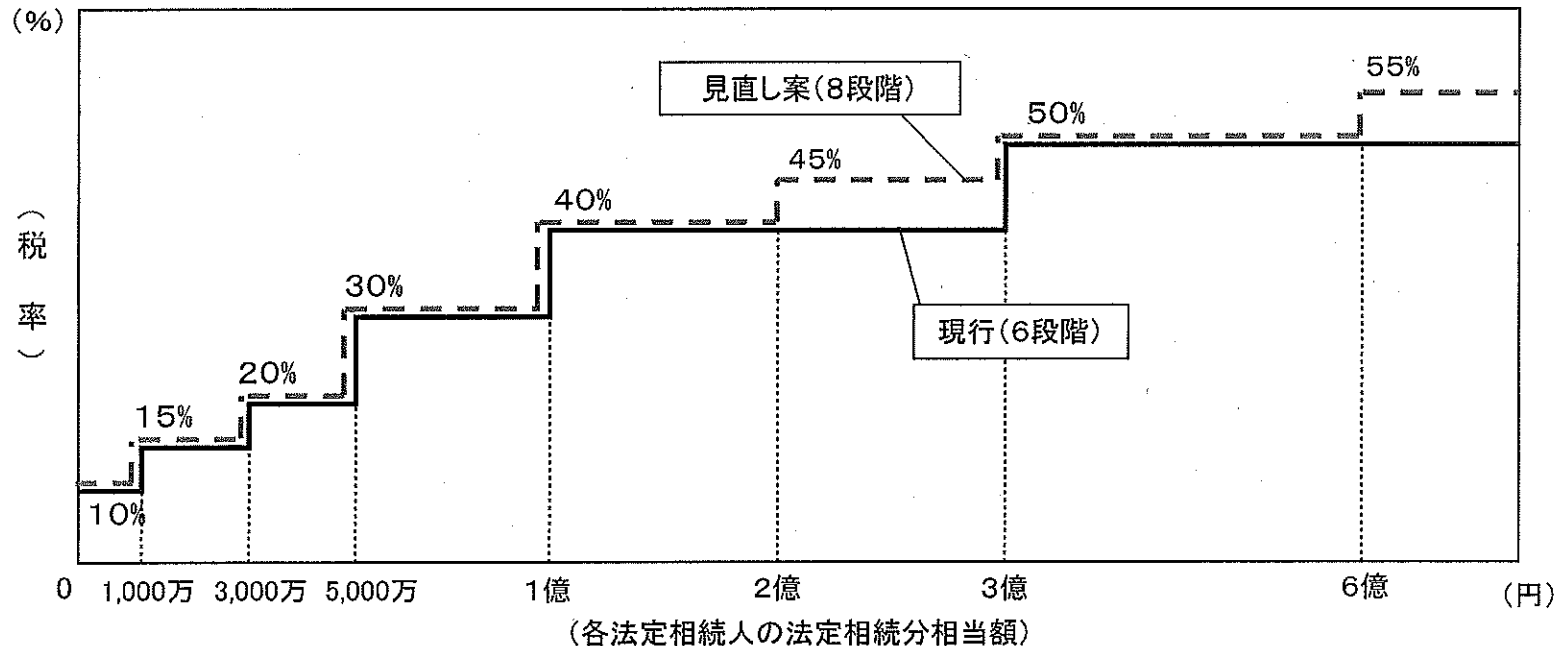
○ 基礎控除の引下げ

[現 行]
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数



[見直し案]
3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

○ 税率構造の見直し



(注) 平成27年1月1日以後の相続について適用。

相続税に係るその他の見直し(案)

○ 死亡保険金に係る非課税措置の見直し

- ① 「相続人の生活の安定」という制度趣旨の徹底
 - ② 他の金融商品との間の課税の中立性確保の要請(死亡保険金についてのみの特例措置となっている)
 - ③ 会計検査院の指摘(「高所得者も適用しており、節税目的と思料されるものも見受けられる」)
- に応える観点から、以下のとおり見直しを行う。

〔現 行〕

500万円 × 法定相続人数



〔見直し案〕

500万円 × 次のいずれかに該当する法定相続人数

- ① 未成年者
- ② 障害者
- ③ 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

○ 未成年者控除・障害者控除の見直し

前回改正時(昭和63年)からの物価の動向及び相続税全体の見直しの内容を踏まえ、相続税額からの控除額を次のとおり引き上げる。

〔現 行〕

- ・ 未成年者控除 6万円 × 20歳に達するまでの年数
- ・ 障害者控除 6万円(特別障害者:12万円)
× 85歳に達するまでの年数



〔見直し案〕

- 10万円 × 20歳に達するまでの年数
- 10万円(特別障害者:20万円)
× 85歳に達するまでの年数

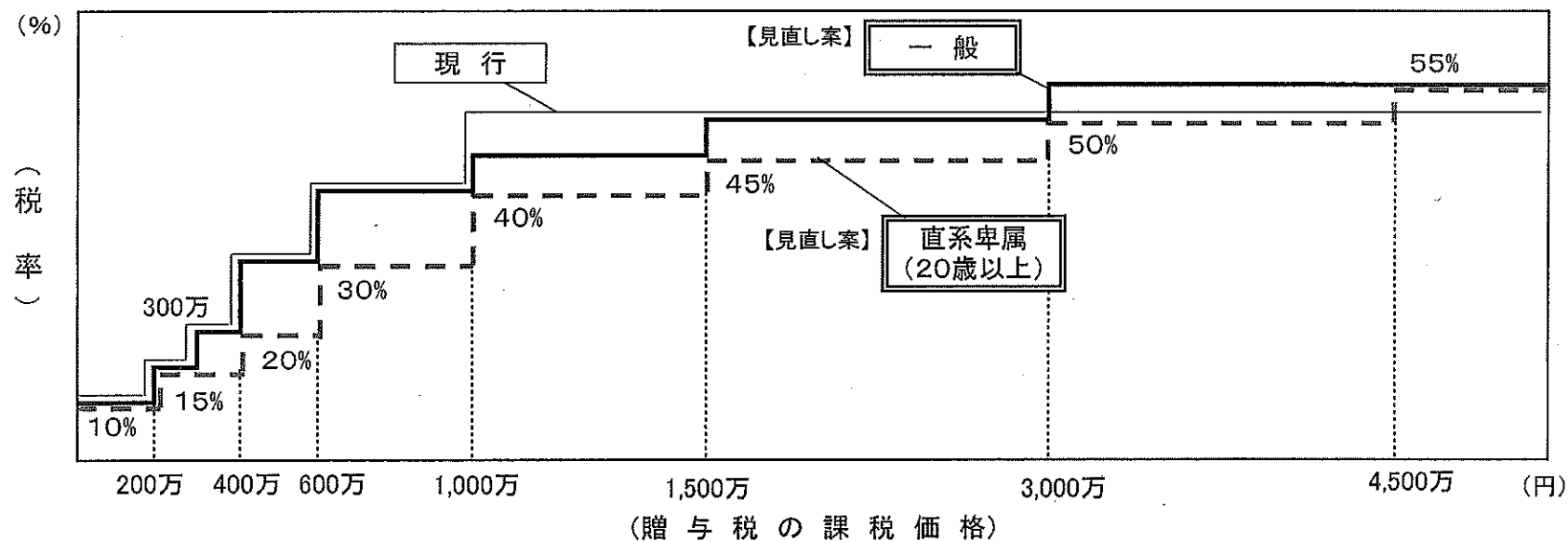
(注) 平成27年1月1日以後の相続について適用。

贈与税の見直し(案)

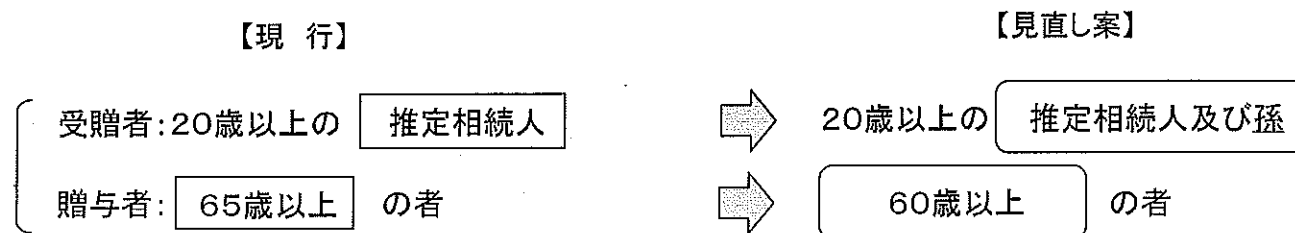
高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点から、

- ① 暦年課税について、子や孫などの直系卑属が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和
- ② 相続時精算課税制度について、受贈者に孫を追加するなど、その対象範囲を拡大

① 税率構造の緩和(暦年課税)



② 相続時精算課税制度の対象者の見直し



(注) 平成27年1月1日以後の贈与について適用。